

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	法人番号	予定価格 (税込・円)	契約金額 (税込・円)	落札率	再就職の 役員の数 (人)	備 考
官公庁区域及び老朽化庁舎に関する基礎調査等 （２６）業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年５月２１日～令和９年２月２６日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年5月20日	株式会社日本設計 東京都港区虎ノ門一丁目２３番１号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、一定の官公庁区域内の建築制限及び関連制度活用の現況の整理等を行うとともに、老朽化調査等の現況を調査し、その利活用・再整備における技術的な制約・課題を抽出し、今後の施設整備のための基礎資料を作成するものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため、簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者は、他者より業務の実施方針及び手法並びに技術力に優れていると認められた。 したがって、上記業者と契約するものである。	5011101036563	79,068,000	78,870,000	99.75%		
三田共用会議所改修（２６）設計その２業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年６月２日～令和９年３月２５日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年6月1日	有限会社香山建築研究所 東京都文京区本郷二丁目１２番１０号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 三田共用会議所改修（Ｒ７）建築その他工事の設計は、有限会社香山建築研究所（以下「設計者」という）と契約し、同社が設計したものである。 本業務は、設計者以外に知り得ない情報である設計意図を工事受注者に正確に伝達することを目的とするものである。 このため、本業務の実施に当たっては、設計者以外に知り得ない情報である設計意図を工事受注者に正確に伝達する必要があり、これができるのは、当該設計を実施した上記業者に限られる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。	7010002001468	1,914,000	1,914,000	100.00%		